

中国電力株式会社「三隅発電所2号機建設変更計画環境影響評価書」
に係る確定通知について

平成30年4月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、中国電力株式会社「三隅発電所2号機建設変更計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、中国電力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた中国電力株式会社は、同条第2項の規定に基づき、島根県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成28年 3月10日
住民意見の概要等受理	平成28年 5月12日
島根県知事意見受理	平成28年 8月10日
経済産業大臣通知	平成28年 8月26日
環境影響評価準備書受理	平成29年 5月25日
住民意見の概要等受理	平成29年 7月26日
島根県知事意見受理	平成29年11月24日
環境大臣意見受理	平成30年 1月12日
経済産業大臣勧告	平成30年 2月 7日
環境影響評価書受理	平成30年 3月27日
経済産業大臣確定通知	平成30年 4月11日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松浦
電話03-3501-1742（直通）